

北海道告示第11399号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和2年11月30日

北海道知事 鈴木 直道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者		登録有効期限
					名称	住所	
北海道第2108号	炭酸カルシウム肥料	50.0カーボンプラック入り炭酸カルシウム肥料	アルカリ分 50.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	北見石灰工業株式会社	北見市相内町195番地	令和8.12.25
北海道第2453号	炭酸カルシウム肥料	50.0カーボンプラック入り防散炭酸カルシウム肥料	アルカリ分 50.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	訓子府石灰工業株式会社	常呂郡訓子府町大町86番地	令和9.1.11
北海道第2848号	副産動物質肥料	コラーゲン液	窒素全量 6.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社扶相	河西郡芽室町西2条5丁目2番地7	令和6.1.19
北海道第3014号	魚廃物加工肥料	オーガニック842	窒素全量 8.0 りん酸全量 4.0 加里全量 2.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社ジャパンバイオファーム	長野県伊那市美篤1112	令和5.12.24
北海道第3015号	魚廃物加工肥料	オーガニック932	窒素全量 9.0 りん酸全量 3.0 加里全量 2.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社ジャパンバイオファーム	長野県伊那市美篤1112	令和6.1.8